

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 入 札 件 名: 「サーベイメータの修理及び定期点検」
- (2) 仕 様: 入札説明書による。
- (3) 数 量: 一式
- (4) 納 期: 2026年 2月27日
- (5) 納 入 場 所: 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び入札説明書を交付する場所
郵便番号: 110-0015
所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名: 公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署: 総務部 契約課
フリガナ: サカイ ノリカズ
担当者名: 酒井 紀和
電話番号: 03-5816-7765
F A X: 03-3834-5265
M a i l: keiyaku-info@jnmcc.or.jp
交付方法: センターホームページ内「調達情報」よりダウンロードすること。
- (2) 入札説明書のダウンロード可能期間
2025年 9月 3日(水) ~ 2025年 9月22日(月) 午後5時まで
- (3) 質問書提出期限(本入札に参加するには、期限までに質問書を提出すること)
2025年 9月25日(木) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部
総務部 契約課 必着(FAX・電子メール可)
なお、質疑がない場合でも、その旨を記載し提出すること。
- (4) 入札仕様書等提出期限
2025年10月 2日(木) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
2025年10月16日(木) 午前10時00分
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 3F会議室
なお、入札書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るように、東京本部
総務部 契約課まで 2025年10月15日(水) 午後5時必着とする。

3. 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（非課税分を除く）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は入札に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、同様とする。）

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

5. 入札保証金

免除する。

6. 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 契約書作成の要否

契約締結にあつては、契約書を作成するものとする。

8. 落札者の決定方法

予定価格の制限に達した入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9. その他

詳細については、入札説明書による。

2025年 9月 3日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

入札説明書

一般競争入札の詳細は下記のとおりとする。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名: 「サーベイメータの修理及び定期点検」
- (2) 仕様: 仕様書による。
- (3) 数量: 一式
- (4) 納期: 2026年 2月27日
- (5) 納入場所: 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号: 110-0015
所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機関名: 公益財団法人核物質管理センター
担当部署: 総務部 契約課
フリガナ: サカイ ノリカズ
担当者名: 酒井 紀和
電話番号: 03-5816-7765
FAX: 03-3834-5265
Mail: keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 質問書提出期限 (本入札に参加するには、期限までに質問書を提出すること)
2025年 9月25日 (木) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部
総務部 契約課 必着 (FAX・電子メール可)
なお、質疑がない場合でも、その旨を記載し提出すること。
- (3) 入札仕様書等提出期限 (11. その他 (1) ②に示す書類)
2025年10月 2日 (木) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着 (電子メール可)
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
2025年10月16日 (木) 午前10時00分
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 3F会議室
なお、入札書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るように、東京本部
総務部 契約課まで 2025年10月15日 (水) 午後5時必着とする。

3. 入札方法

- (1) 請負金額一式とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額 (非課税分を除く) に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は入札に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。）

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

5. 入札保証金

免除する。

6. 技術審査

提出された入札仕様書等は契約担当者において審査し、採用し得ると判断した入札仕様書等を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

7. 入札及び開札

(1) 入札は契約の申込みとして取り扱う。

(2) 代理人又は復代理人（以下「代理人」という。）が入札する場合は、入札書（参考資料2）に、代表者の氏名（年間委任状が提出されている場合は当該代理人の氏名）及び法人名称もしくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、その者に対する委任状（参考資料1）その他これに準ずる書類をもって代理権のあることを証明するものとし、入札書と同時に提出することとする。

(3) 入札書の記載方法

入札は、すべて入札書で行う。入札書は横書、楷書で明確に記載し、数字はアラビア数字を用いて作成したうえ、封かんし、封皮には、自己の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、_____の入札書在中」と記入しなければならない。

郵便により提出するときは、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入し、外封筒の封皮には、「何月何日開札、_____の入札書在中」と記入しなければならない。

(4) 代表者（年間委任状による受任者を含む）又は、その代理人（以下「競争入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(5) 競争入札参加者等は、その提出した入札書の差換え、変更、又は、取消をすることができない。

(6) 開札は、第2項第4号に掲げる日時及び場所で競争入札参加者等の立会いのもとに行うものとする。

(7) 競争入札参加者等が開札に立会わないときは、入札事務に関係のないセンター職員を立会わせて行うものとする。

(8) 競争入札参加者等が開札現場において、次の①～③に該当する行為があると認められたときは、入札から排除する。

①入札に際し、不当に価格を競り上げ、又は競り下げる目的をもって連合した者

②入札に参加することを妨げた者

③入札事務担当者の職務の執行を妨げた者

(9) 競争入札参加者等は、開札時刻後において、入札現場に入場することができない。

(10) 競争入札参加者等は、契約担当者が特に止むを得ない事情があると認めた場合のほか、入札現場を退場することができない。

8. 入札の無効

競争入札参加者等が次の各号の一に該当する場合における入札は、無効とする。

- (1) 第5項に掲げる資格を有していない者及び前項第8号に該当する者の行った入札。
- (2) 郵送により提出された入札書が所定の日時までに到着しなかったとき。
- (3) 提出された入札書が、その封筒の表記から当該入札の入札書であることが確認し
難いとき。
- (4) 入札書の記載事項が不明なとき。
- (5) 入札書に記名、押印並びに代理人の場合は、代理人の表示がないとき。
- (6) 同一人が2以上の入札書を提出したとき。
- (7) 競争入札参加者等が他の競争入札参加者の代理人として入札書を提出したとき。
- (8) 前各号のほか、入札に必要な条件を備えないとき。

9. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限に達した入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
ただし、郵便による入札があった場合は、別に定める日時に再度の入札を行う。
入札の回数は、原則として3回以内とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、競争参加者のうちから、くじにより落札者を決定する。
当該競争参加者のうち出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のないセンターの職員がくじを引くものとする。
- (3) 前各号においても、センターの予定価格に達しない場合は、3回目の最低入札価格提示者と減額交渉を行うものとする。
- (4) 落札者が契約担当者の定める期日までに、センターが妥当と判断する理由により契約書の取り交わしをしないときには、落札者の決定を取り消すことができるものとする。
- (5) 労働者派遣契約の場合、6. の技術審査に合格したスキルシートに該当する派遣候補者が確保されていることが前提であり、落札後、スキルシートに該当する派遣候補者が派遣できない場合は、落札者の決定を取り消すことができるものとする。

10. 契約書の作成

本契約には、センターの定める契約条件による契約書を作成する。

11. その他

(1) 提出書類

- ① 2025年 9月25日(木) 午後4時まで(FAX・電子メール可)

・質問書(参考資料4)

- ② 2025年10月 2日(木) 午後4時まで(電子メール可)

・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し 1部

・入札仕様書(参考資料5) 1部

・参考見積書(消費税が分かる内訳書含む) 1部

・契約者情報連絡書 1部

・資格要件確認書に記載されている資料 1部

③入札・開札当日

・代理人が入札する場合は、その者に対する委任状(参考資料1)または、これに準ずる書類。

- (2) 入札に必要な費用は、全て入札者の負担とする。

- (3) 開示した資料・図面等は必ず返却する。

提出書類確認表

案件名：「サーベイメータの修理及び定期点検」

開札日：2025年10月16日(木) 午前10時00分

確認	提出書類名	提出期限	参考資料No.	備考
	質問書	2025年 9月25日(木) 午後4時まで(電子メール可)	4	入札参加者は必ず提出すること
	資格審査結果通知書 (全省庁統一資格)等の写し	2025年10月 2日(木) 午後4時まで(電子メール可)	—	
	入札仕様書	2025年10月 2日(木) 午後4時まで(電子メール可)	5	(A)～(C)を参考にすること
	参考見積書	2025年10月 2日(木) 午後4時まで(電子メール可)	—	消費税が分かる内訳書含む
	格要件確認書 (記載されている資料含む)	2025年10月 2日(木) 午後4時まで(電子メール可)	6	記入例を参考にすること
			7	「品質保証計画書」を提出済の場合参考にすること
	契約者情報連絡書	2025年10月 2日(木) 午後4時まで(電子メール可)	10	「紙の契約書」か「電子契約」かを必ず選択すること
	入札辞退届	決定後速やかに(電子メール可)	3	
	入札書	【郵送の場合】2025年10月15日(水) 午後5時必着	2	「入札書」と「委任状」についてを参考にすること
	委任状	【郵送の場合】2025年10月15日(水) 午後5時必着	1	「入札書」と「委任状」についてを参考にすること

提出方法 (いずれか)	⇒	郵送、持参
押印の省略	⇒	不可

参考資料 1(A)

(支店長等が一定期間代理人となる場合)

年 月 日

※提出日を記入
(郵送の場合は発送日)

委 任 状

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

私は、下記の者を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

代 理 人 住 所

※支店・営業所等の所在地を記入

会 社 名

※会社名及び支店・営業所等の名称を記入

代理人名

印

※代理人の肩書及び氏名を記入

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 契約代金の請求及び受領に関する件
4. 復代理の選任に関する件
5. 【その他、必要に応じて記載】

委任期間

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

代理人使用印鑑	印
---------	---

※これは参考例であり、必要に応じ適宜追加・修正して差し支えない。

提出方法 (いずれか)	→	郵送、持参
押印の省略	⇒	不可

参考資料 1(B)

(社員等が入札のつど代理人となる場合)

年 月 日

※提出日を記入
(郵送の場合は発送日)

委 任 状

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

私は、_____を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

※代理人の氏名を記入

記

委任事項

2025年10月16日に行われる「サーベイメータの修理及び定期点検」の入札に関する件について

代理人使用印鑑	印
---------	---

※これは参考例であり、必要に応じ適宜追加・修正して差し支えない。

◆ 必ずお読みください ◆

「入札書」と「委任状」について

入札者により提出いただく「入札書」と「委任状」が異なります。
下記を参考の上書類を作成、提出してください。

入札者	提出書類		参考資料 No.	書類記載名	押印 省略	提出方法
代表者	入札書		2 (A)	「代表者」	不可	郵送又は持参
	委任状	1 通目	—	—	—	—
		2 通目	—	—	—	—
代理人	入札書		2 (B)	「代表者」と「代理人」	不可	郵送又は持参
	委任状	* 1 通目	*1 (A) 又は 1 (B)	「代表者」から「代理人」へ	不可	郵送又は持参
		2 通目	—	—	—	—
復代理人	入札書		2 (C)	「代理人」と「復代理人」	不可	郵送又は持参
	委任状	* 1 通目	*1 (A) 又は 1 (B)	「代表者」から「代理人」へ	不可	郵送又は持参
		2 通目	1 (C)	「代理人」から「復代理人」へ		

※ 代 表 者 : 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」記載の法人代表者

代 理 人 : 代表者以外(支店長、部長、課長等の社員等)

復代理人 : 代理人が更に選任した代理人(支店等の社員等)

提出方法 (いずれか)	→	郵送、持参
押印の省略	→	不可

参考資料 2(A)
(代表者が入札する場合)

入 札 書

件 名 : 「サーベイメータの修理及び定期点検」

上記件名を入札説明書に定められた事項を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

(消費税及び地方消費税を除いた金額)

年 月 日

※提出日を記入
(郵送の場合は発送日)

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

提出方法 (いずれか)	→	郵送、持参
押印の省略	→	不可

参考資料 2(B)
(社員等の代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 : 「サーバイメータの修理及び定期点検」

上記件名を入札説明書に定められた事項を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

(消費税及び地方消費税を除いた金額)

年 月 日

※提出日を記入
(郵送の場合は発送日)

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

代理人名

印

※委任状に記載の代理人氏名を記入

提出方法 (いずれか)	→	郵送、持参
押印の省略	→	不可

参考資料 2(C)

(支店等の社員等が復代理人として入札する場合)

入 札 書

件 名 : 「サーベイメータの修理及び定期点検」

上記件名を入札説明書に定められた事項を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税及び地方消費税を除いた金額)

年 月 日

※提出日を記入
(郵送の場合は発送日)

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代理人名

印

※委任状に記載の代理人氏名を記入

復代理人名

印

※委任状に記載の復代理人氏名を記入

提出方法 (いずれか)	⇒ FAX、電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

参考資料 10

※本書類は参考見積書に添付してご提出ください。

公益財団法人 核物質管理センター 御中

年 月 日

契約者情報連絡書

案 件 名	「サーバイメータの修理及び定期点検」
-------	--------------------

契約書記載情報		※契約書に記載する「契約名義人」情報を記載してください。
所 在 地	(〒 -)	
名 称		
役 職		
氏 名		
契約名義人 (口内に✓を記入する)	「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」記載の法人代表者と ☐ 同じ ☐ 異なる(代理人)⇒ 代表者から代理人への「委任状」を提出してください	
※ 注 意 事 項	※契約名義人はセンターと契約締結をする代表者または代理人です。 (契約日が4月1日の場合は4月1日時点の契約名義人を記載) ※ 契約名義人に変更があった場合は速やかに本書類の再提出をお願いします。	

契約書送付先情報		※「契約書を送付する」情報を記載してください。
住 所	(〒 -)	
名 称		
所 属		
役 職		
フ リ ガ ナ		
氏 名		
電 話 番 号	- -	
契 約 書 (口内に✓を記入する)	☐ 紙の契約書 ☐ 電子契約 で取り交わし希望	
電 子 契 約 書 送付先アドレス	@	

適格請求書発行 事業者登録番号	(Ｔで始まる13桁の数字) Ｔ
--------------------	------------------------

※「登録番号」について、ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。
(公財)核物質管理センター 総務部 経理課 TEL:03-5816-7764

センター使用欄

提出方法 (いずれか)	⇒ FAX、電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

参考資料 3

入 札 辞 退 届

件 名：「サーベイメータの修理及び定期点検」

上記の入札を都合により辞退します。

年 月 日

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

責任者名

担当者名

連 絡 先

※これは参考例であり、必要に応じ適宜追加・修正して差し支えない。

提出方法 (いずれか)	⇒ FAX、電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

参考資料 4

参加者は必ず
提出すること

※質疑がない場合でも、その旨を記載し提出すること

年 月 日

「サーベイメータの修理及び定期点検」に係る質問書

会 社 名			
連 絡 先	担当者名	TEL	
		FAX	
質 問			
回 答			

センター使用欄

提出方法 (いずれか)	→	電子メール、郵送、持参
押印の省略	→	可

参考資料 5(A)

【入札仕様書作成例】(表紙)

公益財団法人核物質管理センター殿

入札仕様書

件 名 「サーベイメータの修理及び定期点検」

会 社 名 :

責任者名 :

担当者名 :

連 絡 先 :

提出方法 (いずれか)	→ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	→ 可

参考資料 5(B)

(※変更点がない場合の記載例)

入札仕様書につきましては、2025年9月3日付公示
の仕様書のとおりと致します。

以 上

【注意】 指定された物品が「相当品」となる場合は

「参考資料 5(C)」（変更点がある場合の記載例）

に記載し提出すること

提出方法 (いままわめ)	→ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	→ 可

(※変更点がある場合の記載例)

入札仕様書につきまして、下記のとおり変更または追加致します。その他につきまして
は、2025年9月3日付公示の仕様書のとおりと致します。

記

頁	項	仕様書内容（当センター配布）	変更内容または追加内容	備考（変更理由、追加理由等）

以上

【注意】指定された物品が「相当品」となる場合は、その旨を記載し提出すること

様式 2

資格要件確認書						
契約番号	212-462		請求元課室	安全施設課		
契約件名	サーベイメータの修理及び定期点検		購買区分	A ・ B		
参加者名			評価の有無	有 ・ 無(下記の通り)		
評価項目		確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実施・管理体制等	1.1 業務の実施体制	①業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。	放射線測定機器等の点検及び修理作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料			請求元課室長
		②必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品質管理責任者、作業管理者等を含む)がとられていること。	組織体制			請求元課室長
	1.2 品質管理及び情報セキュリティ体制	①受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。	品質保証計画書又は ISO9001 登録証(付属書含む)の写し			請求元課室長
		②情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。				請求元課室長
	1.3 コンプライアンス	①コンプライアンス違反の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元課室長
		②不適合事象の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元課室長
2 技術確認事項	2.1 技術能力の確認	放射線管理機器等の修理作業に3年以上従事した経験者であること。	放射線測定機器等の点検及び修理作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料			請求元課室長
	2.2 技術設備の確認	計数指示精度、スケーラ動作、時定数及び記録計出力電圧に使用する計測機器を確保していること。(校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できること。)	計測機器一覧等			請求元課室長
		混入率の確認及び線源校正検査に使用する標準線源を確保していること。(校正証明書または校正の体系が確認できること。)	標準線源一覧等			請求元課室長

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX

契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX

社 名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
※社印は不要です。

請求元

購買

評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等	体制	数人のスキル(業務遂行に必 要な有資格等)が確保されて	●●資格証(写)		「センター記入欄」には何も記入しないでください。	
※タイトル行(太線内)は変更しないでください。						
本書は、案件ごとに記入してください。 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書 等の書類と合わせて、入札仕様書等の提 出期限までにメールまたはFAXにて提出し てください。						
QMS体制図						
		② 情報セキュリティに対する 管理体制と。	情報セキュリティ体制			
複数例示された資料から選 択する場合は提出する資料 名を○で囲んでください。						
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3)	① ○○の資格を有する作業 員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書		
	2.2 技術設備の 確認			一覧		
例示された資料と提出資料が異なる 場合は実際の資料名に訂正してくだ さい。						
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1)	の性能要件を満たしているこ と。	製品のスペックがわかる資 料(カタログ等)		
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1)	① 過去5年間で、当該製品 は、(耐震設計基準●クラス で)納入実績を示すこと。	納品実績表		

注) 参加者は、各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し当該資料を添付の
うえ契約担当者へ提出すること。

提出方法 (いずれか)	→	電子メール、郵送、持参
押印の省略	→	可

参考資料 7

※当センターに提出した品質保証計画書に変更がない場合は、本書類のみご提出ください。

【作成見本】

公益財団法人 核物質管理センター 殿

件 名： 「サーベイメータの修理及び定期点検」

品質保証計画書につきましては、前回提出しました
弊社規程第 版に変更はありません。

社 名：

担当者：

TEL：

※押印は必要ありません。

サーベイメータの修理及び定期点検
仕様書

2025 年度

公益財団法人 核物質管理センター

目 次

1. 件名.....	1
2. 目的及び概要.....	1
3. 作業実施場所.....	1
4. 納期.....	1
5. 対象機器及び作業範囲等.....	1
5.1 対象機器.....	1
5.2 作業範囲.....	2
5.3 作業内容.....	2
5.4 契約外の作業等の取扱い.....	3
6. 引渡し場所.....	3
7. 作業に必要な資格等.....	3
8. 支給品及び貸与品.....	3
8.1 支給品.....	3
8.2 貸与品.....	3
9. 提出書類.....	4
10. 検収条件.....	4
11. 契約不適合責任.....	4
12. 適用法規・規程等.....	4
13. 特記事項.....	5
別 添 点検項目及び判定基準.....	6

1. 件名

サーベイメータの修理及び定期点検

2. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）東海保障措置センター(以下「東海センター」という。)の新分析棟管理区域等で使用しているサーベイメータの機能維持を図るため、サーベイメータの修理及び定期点検を受注者に請け負わせるための仕様を定めたものである。

3. 作業実施場所

受注者の任意の場所

4. 納期

2026年2月27日

作業実施日については東海センター安全施設課と調整のうえ、行うものとする。

5. 対象機器及び作業範囲等

5.1 対象機器

(1) 定期点検

対象機器	型式	数量	メーカー
① α/β シンチレーションサーベイメータ	TCS-352	2台	アロカ 株式会社製
② α/β シンチレーションサーベイメータ	TCS-362	6台	
③ α/β シンチレーションサーベイメータ	TCS-1362	9台※1	

※1：「5.1(2) 修理」の対象機器①、②及び③を含めた数量

(2) 修理

対象機器	型式	製造番号	メーカー
① α/β シンチレーションサーベイメータ	TCS-1362	GR00130519	アロカ 株式会社製
② α/β シンチレーションサーベイメータ	TCS-1362	GR00130619	
③ α/β シンチレーションサーベイメータ	TCS-1362	T000519029	
④ GM サーベイメータ（線量用）	TGS-121	56R1478	
⑤ GM サーベイメータ（線量用）	TGS-121	66R657	
⑥ GM サーベイメータ（線量用）	TGS-121	R04816	
⑦ GM サーベイメータ（表面密度用）	TGS-133	56R1711	
⑧ GM サーベイメータ（表面密度用）	TGS-133	R04939	
⑨ GM サーベイメータ（表面密度用）	TGS-133	R04920	
⑩ GM サーベイメータ（表面密度用）	TGS-146B	R15807	
⑪ 中性子用サーベイメータ	TPS-451BS	R04707	

5.2 作業範囲

- (1) 交換部品の調達
- (2) サーベイメータの運搬
- (3) サーベイメータの修理
- (4) 修理後の動作確認等
- (5) サーベイメータの定期点検
- (6) 提出書類の作成及び提出
- (7) 作業で発生した廃棄物の処分

5.3 作業内容

(1) 交換部品の調達

受注者は、以下に示す交換部品の調達すること。また、作業に必要な消耗品等についても受注者が調達すること。なお、調達する部品は相当品不可（アルカリ単 3 電池を除く）とする。

交換部品	型式	数量	メーカー
マイラーユニット	PD-TCS-314-MA7	3 個	アロカ 株式会社製
0 番さら小ねじ	0 番 S2.6×7SUS	24 個	
目皿	ADC-1121-1(8)	1 個	
基板ユニットセット	AMP-1113/8103C-SET-FRAME	1 個	
ホトマルユニット	ADC-PMT-SET	1 個	
GM 管	GM-H-2008	1 本	
	GM-5004	4 本	
液晶表示器	F2049a-35P1	1 個	パナソニック株式会社 製
アルカリ単 3 電池	LR6XJ	2 パック	

(2) サーベイメータの運搬

受注者は、「5.1 対象機器」に示す機器について、東海センターにて引取り、受注者の作業実施場所までの間を運搬すること。また、作業後、受注者の作業実施場所から東海センターまでの間を運搬し、返却すること。なお、運搬は複数回に分けて行うものとし、引取りを行うサーベイメータの数量については、東海センター安全施設課と調整すること。

(3) サーベイメータの修理

受注者は、「5.3(1) 交換部品の調達」に示す部品の調達後、型式、員数及び外観等を確認のうえ、「5.1(2) 修理」に示す、サーベイメータの修理作業を行うこと。修理を行うサーベイメータに対して使用する交換部品及び数量については、別途指示する。なお、作業に必要な工具等は受注者が準備すること。

(4) 修理後の動作確認等

受注者は、「5.3(3) サーベイメータの修理」の作業終了後に以下の動作確認等を行

うこと。また、修理後における動作確認で不合格となった場合は、受注者は原因調査及び機器の調整等を行ったうえ、再確認を行うこと。

1) 外観確認

外観を目視にて確認し、有害な傷、変形等がないこと。

2) 動作確認

サーベイメータを起動し、測定状態において不検出状態でないこと及び異常な指示値が表示されないこと。また、線源等を用いて指示値が変動すること。

(5) サーベイメータの定期点検

受注者は、「5.1(1) 定期点検」に示す機器について、別添の「点検項目及び判定基準」を基に点検作業を行うこと。なお、「5.1(2) 修理」に示す①、②及び③の機器については、修理作業後に点検作業を行うこと。また、点検作業実施後、当該機器に点検年月日が記載されたシールを貼付すること。

(6) 提出書類の作成及び提出

受注者は「9. 提出書類」に示す書類を作成し、東海センター安全施設課へ提出すること。

(7) 作業で発生した廃棄物の処分

作業に伴い発生した廃棄物は、受注者が適切に処分すること。

5.4 契約外の作業等の取扱い

受注者は、作業中に本契約外の作業等が必要であると判断した場合は、東海センター安全施設課と協議し、その決定に従うこと。

6. 引渡し場所

茨城県那珂郡東海村白方字白根 2 番地の 53

東海センター内指定場所

7. 作業に必要な資格等

放射線測定機器等の点検及び修理作業に 3 年以上従事した経験者であること。

8. 支給品及び貸与品

8.1 支給品

なし

8.2 貸与品

なし

9. 提出書類

書 類 名	提 出 時 期	部数
作業員名簿 ^{※2}	契約後速やかに	1 部
作業工程表	〃	1 部
組織体制 ^{※3}	〃	1 部
品質保証計画書又は ISO9001 登録証 (付属書含む) の写し	〃	1 部
計測機器の校正証明書の写し ^{※4}	〃	1 部
標準線源の校正証明書の写し ^{※4}	〃	1 部
作業要領書 ^{※5}	〃	1 部
議事録	協議実施後速やかに	1 部
作業報告書 ^{※6}	作業終了後 2 週間以内	1 部

※2：「7. 作業に必要な資格等」の内容確認のため従事歴を記載すること。

※3：総括責任者、現場責任者、作業員等の体制及び連絡先を記載すること。

※4：公的機関の発行する校正証明書又は校正の体系が確認できる書類であること。

※5：作業要領書には別添に示す点検項目及び判定基準を含めること。

※6：作業報告書には点検結果の所見を記載すること。

(提出場所) 東海センター安全施設課

10. 検収条件

「9. 提出書類」の確認及び本仕様書に基づき実施した作業が本仕様書の内容を完全に満たすと認めたことをもって検収とする。

11. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から 1 年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から 5 年を経過した場合もしくは検収後 10 年を超えて発見された契約不適合は除く。

12. 適用法規・規程等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) その他関係法令、規格、基準等

13. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、速やかにセンターと協議し、その決定に従うものとする。なお、協議事項及び協議結果等の記録（議事録）を作成し、速やかに東海センター安全施設課に提出すること。
- (2) 受注者は、「12. 適用法規・規程等」に示す関係法令等を遵守し作業時の安全を確保すること。
- (3) 受注者は、作業を実施することにより取得した情報を東海センターの施設外に持ち出して公開することはできない。また、特定の第三者に対価を受け、又は無償で提供することはできない。
- (4) 東海センター内の作業は原則として東海センターの就業時間内とし、緊急を要する作業で就業時間外に実施する必要がある場合は、予め東海センター安全施設課と調整し、その決定に従うものとする。
- (5) 対象機器の引渡し及び返却時には、東海センター安全施設課が立会う。また、指定場所以外の区域への立ち入り等の単独での行動は禁止する。
- (6) 作業における対象機器の紛失又は損傷には十分注意すること。万一、紛失又は損傷が生じた場合の責任は受注者とし、遅滞なく東海センター安全施設課へ報告を行い、その指示に従うこと。
- (7) 写真撮影は、構内全域で原則禁止とする。なお、写真撮影が必要な場合は東海センター安全施設課と調整し、その決定に従うものとする。

以 上

点検項目及び判定基準 (1/3)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
α/β シンチレーションサ ーベイメータ (TCS-352)	(1) 機器各部の点検	(1) 損傷等がないこと。
	(2) 電池電圧	(2) 4.8V～6.8V 以内であること。
	(3) BATT チェック	(3) 指示針がグリーンベルト内に収まっていること。
	(4) 計数指示精度 ^{※7} (指示精度)	(4) 以下の項目を満たすこと。 ・アナログ表示：±3%以内 ・デジタル表示：±3%以内
	(5) スケーラ動作 ^{※7}	(5) 600±6COUNT 以内
	(6) 時定数	(6) 以下の項目を満たすこと。 ・3±0.6s 以内 ・10±2s 以内 ・30±6s 以内
	(7) レコーダ出力	(7) 60kmin ⁻¹ に対して 6±0.3mV 以内であること。
	(8) 計数モニタ	(8) 1 音/1COUNT であること。
	(9) プラトー特性	(9) プラトー長が 100V 以上であること。 また、プラトー傾斜が 10%/100V 以下であること。
	(10) 総合動作	(10) 各スイッチ動作指針の動き等に異常がないこと。
	(11) 設定高圧の確認	(11) プラトー特性から算出した使用電圧が設定されていること。
	(12) 混入率の確認 ^{※8}	(12) 以下の項目を満たすこと。 ・ ²⁴¹ Am の標準線源を使用し、 β 計数回路への α 線混入率が 5% 以下であること。 ・ ⁹⁰ Sr の標準線源を使用し、 α 計数回路への β 線混入率が 0.1% 以下であること。
	(13) 線源校正検査 ^{※8} (機器効率試験)	(13) 以下の項目を満たすこと。 ・ ²⁴¹ Am の標準線源を使用し、 α 線の機器効率が 30%/2 π 以上であること。 ・ ³⁶ Cl の標準線源を使用し、 β 線の機器効率が 25%/2 π 以上であること。

※7：計数指示精度、スケーラ動作、時定数及び記録計出力電圧に使用する計測機器については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※8：混入率の確認及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (2/3)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
α / β シンチレーションサ ーバイメータ (TCS-362)	(1) 機器各部の点検	(1) 損傷等がないこと。
	(2) 電池電圧	(2) 4.7V～6.8V 以内であること。
	(3) BATT チェック	(3) バーグラフ (■■以上) が表示すること。
	(4) 計数指示精度 ^{※7}	(4) 以下の項目を満たすこと。 ・アナログ表示：±3%以内 ・デジタル表示：±3%以内
	(5) 時定数 ^{※7}	(5) 以下の項目を満たすこと。 ・ $3 \pm 0.6s$ 以内 ・ $10 \pm 2s$ 以内 ・ $30 \pm 6s$ 以内
	(6) スケータ動作 ^{※7}	(6) 600 ± 6 カウント以内であること。
	(7) 記録計出力電圧 ^{※7}	(7) 60 kmin^{-1} に対して $6.0 \pm 0.25 \text{ mV}$ 以内であること。
	(8) 警報動作	(8) 警報が鳴ること。
	(9) モニタ音	(9) 正常に鳴ること。
	(10) 時刻設定	(10) 日付時刻設定できること。
	(11) プラトー特性	(11) プラトー長が 100V 以上であること。 また、プラトー傾斜が 10%/100V 以下であること。
	(12) 総合動作	(12) 各スイッチの動作指針の動き等に異常がないこと。
	(13) 設定高圧の確認	(13) プラトー特性から算出した使用電圧が設定されていること。
	(14) 混入率の確認 ^{※8}	(14) 以下の項目を満たすこと。 ・ ^{241}Am の標準線源を使用し、 β 計数回路への α 線混入率が 5% 以下であること。 ・ ^{90}Sr の標準線源を使用し、 α 計数回路への β 線混入率が 0.1% 以下であること。
	(15) 線源校正検査 ^{※8} (機器効率試験)	(15) 以下の項目を満たすこと。 ・ ^{241}Am の標準線源を使用し、 α 線の機器効率が $35\%/2\pi \pm 25\%$ 以内及び $30\%/2\pi$ 以上であること。 ・ ^{36}Cl の標準線源を使用し、 β 線の機器効率が $35\%/2\pi \pm 25\%$ 以内であること。

※7：計数指示精度、スケータ動作、時定数及び記録計出力電圧に使用する計測機器については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※8：混入率の確認及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (3/3)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
α/β シンチレーションサ ーバイメータ (TCS-1362)	(1) 機器各部の点検	(1) 破損及び腐食がないこと。
	(2) 起動動作	(2) 正常に起動すること。
	(3) 電池電圧	(3) 5.8V～6.8V 以内であること。
	(4) タッチパネル校正	(4) タッチパネルの校正ができ、正常に動作すること。
	(5) 時定数・標準偏差切替	(5) 設定が切り替わること。
	(6) メモリー動作	(6) 測定値がパソコンにて確認できること。
	(7) 測定画面切替	(7) 画面の切替ができること。
	(8) モニタ音 ON/OFF	(8) 正常に鳴り、ON/OFF の切替ができること。
	(9) 警報	(9) 警報が鳴ること。
	(10) 測定値のリセット	(10) 測定値と測定中の最大値がリセットされること。
	(11) スイッチ	(11) 正常に動作すること。
	(12) LED	(12) 各 LED が点灯すること。
	(13) 指示誤差	(13) 入力値に対して $\pm 5\%$ 以内であること。
	(14) オーバーロード	(14) 正常に表示すること。
	(15) プラト特性	(15) プラト一長が 100V 以上であること。 また、 α プラト一傾斜が 15%/100V 以下、 β プラト一傾斜が 30%/100V 以下であること。
	(16) 混入率 ^{※8}	(16) 以下の項目を満たすこと。 ・ ^{241}Am の標準線源を使用し、 β 計数回路への α 線混入率が 5% 以下であること。 ・ ^{90}Sr の標準線源を使用し、 α 計数回路への β 線混入率が 0.1% 以下であること。
	(17) 線源校正検査 ^{※8} (機器効率)	(17) 以下の項目を満たすこと。 ・ ^{241}Am の標準線源を使用し、 α 線の機器効率が 30.0%/2 π 以上 43.7%/2 π 以内であること。 ・ ^{36}Cl の標準線源を使用し、 β 線の機器効率が 30.0%/2 π 以上 50.0%/2 π 以内であること。

※8：混入率の確認及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。